

江東区

女性のなやみとDV相談より

コロナ禍におけるDV

新型コロナウイルス感染症が広まる中でDVの増加や深刻化が懸念されています。コロナ禍で実際に起こっていると思われる事例をご紹介します。

※内容は実際の相談をもとにしたフィクションです。

事例1

Aさんは30代の専業主婦。会社員の夫、小3の息子、年長の娘の4人暮らし。Aさんからの初めての相談は「DVとか、緊急ではないのですが聞いてもらえますか?」という電話でした。

話を聴くと「コロナウイルスの影響で夫は在宅ワークになり、こども達の学校や幼稚園も休みになっている。夫が、家での仕事、こども達が騒いだことを私に怒鳴った。家は広くはないし、こども達も外には遊びに行けない。夫は仕事をしていたので怒るのも無理がないと思いつつ、この状況をどうしたらいいのかわからない」とのことでした。

新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発令されてから3週間後のことです。

Aさんは夫から「お前がこども達を静かにさせないから、仕事はかどらなかつた。」と怒鳴られ、夫と話し合いをしようとしても「俺を怒らせるお前が悪い。うるさい」と言われたそ



うです。「以前から理不尽な理由で怒られることが度々あったが、在宅勤務になってからひどくなった。でも殴られてはいないのでDVではない」と話されました。

《相談につながって...》

相談員は、たとえ身体的な暴力がなくても、理不尽なことや責められたり、一方的に怒鳴られたりすることもDV(精神的DV)であることをAさんに伝えました。相談を通じてDVについての情報提供と気持ちの整理を続けていくことで、Aさんは自身の置かれている状況を受け止め、今すぐに環境を変えることは出来ないが、こども達と自分の安全を守りながら生活することを考えていきたいと話しています。

事例2

Bさんは40代の会社員。夫と高2の娘の3人暮らし。夫婦は二人とも正社員として働いています。かねてより夫は生活費を負担しないため、Bさんが家賃、食費、光熱費に加え、こどもの学費まで、すべてを負担していました。「生活費を入れて欲しい」と夫に伝えると、夫は暴れてBさんだけでなく、こどもにも当たり散らすため、Bさんはあきらめ、給料のほとんどを生活費として使っていました。政府が、一人につき10万円を特別定額給付金として世帯主の口座に振り込むと発表したとき、Bさんは嫌な予感がしました。Bさんは、夫の機嫌がよさそうなきを見計らって、「給付金のことなんだけど...」と切り出したところ、「お前たちには渡さない。俺の口座に振り込まれるんだから俺のものだ」と言われてしまいました。

よく調べると、DVを理由に避難しており、事情により住民票を移すことが出来ない場合は、事前に手続きをすることで世帯主でなくても給付金を受け取れる救済措置があると知りました。

Bさんは2年前、些細なことがきっかけで夫から足を蹴られた上に、「出ていけ。離婚だ」と怒鳴られたので、もう耐えられない、家を出ようと考え、こどもに話しましたが、「来年、高

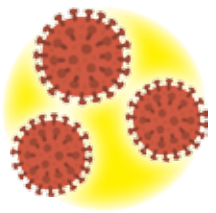
校受験があるから絶対に転校したくない」と言われ、断念したことがありました。結局、夫は振り込まれた給付金を自分の趣味であるゴルフ用品一式を新調するのに使ってしまった。

《相談につながって...》

収入があるにも関わらず生活費を負担しないことは経済的DVに当たります。今回の特別給付金は残念ながらBさんの手元には渡りませんでした。しかし、相談を継続していくなかで、こどもの高校卒業を目処に夫婦関係を見直していきたいと目標を設定しました。

新型コロナウイルスのような治療法が確立していない感染症が流行すると、感染や将来への不安で社会全体が不安定になります。外出自粛による行動の制限や収入の減少等により、家庭で過ごす時間が長くなることで、不安やストレスが、DVや虐待という形で現れたり、今までの被害が深刻化することが懸念されています。

「殴られたわけじゃないから...」「もう少し我慢できるかも...」と感じても、ひとりで抱えるのではなく専門機関に相談してください。お話をされた内容の秘密は守られますので、安心してご相談ください。



DVチェックリスト

経済的暴力

- ☐ 必要な額の生活費を渡さない
- ☐ 出費を細かくチェックする
- ☐ 家の財産を知らせない
- ☐ 仕事を辞めさせない・仕事を辞めるように言う
- ☐ 浪費・借金をする
- ☐ あなたの名義で借金をさせる

性的暴力

- ☐ 性行為を強要する
- ☐ 避妊に協力しない
- ☐ 性的な映像を見せる

精神的暴力

- ☐ 自分の思い通りにならないと、不機嫌になる
- ☐ 見下したり、人格を否定することを言う
- ☐ あなたをダメな人間だと思わせる
- ☐ 一方的に自分本位で物事を決める
- ☐ 無視する
- ☐ 事実を捻じ曲げたり矮小化して、混乱させる
- ☐ ひどい嫉妬をして、あなたを責める
- ☐ あなたが実家に行くことや、友だちに会うことを嫌がる
- ☐ 何時間も説教し、眠らせない
- ☐ 自分の失敗や様々な問題を、あなたのせいにする
- ☐ 大切にしている物を壊す
- ☐ ふた言目には、「離婚だ」と言う(脅し)
- ☐ 「自殺する」と脅す
- ☐ 「妻(又は女性)の仕事だ」と決めつける

あなたの夫

親密な関係にある人は...

江東区の相談窓口

江東区女性のなやみとDVホットライン ※祝日・年末年始を除く
☎3647-9551 月～土(9:00～17:00)木のみ20:00まで

江東区女性のなやみとDV相談(面接相談要予約)※祝日・年末年始を除く
☎3647-9551 月～土 時間は予約時にご確認ください。保育あり(1歳以上未就学児 要事前予約)

江東区女性のための法律相談(要予約) ※祝日・年末年始を除く
☎5683-0341 (男女共同参画推進センター) 第1～3水(13:00～16:00)
保育あり(1歳以上未就学児 要事前予約)／女性弁護士が法的な問題にアドバイスします。

保護第一課(深川地区及び東砂6～8丁目、南砂、新砂にお住まいの方)
☎3645-3106 月～金(9:00～17:00) ※祝日・年末年始を除く

保護第二課(亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目、新木場、夢の島、若洲にお住まいの方)
☎3637-2707 月～金(9:00～17:00) ※祝日・年末年始を除く

他機関の相談窓口

- 性暴力救援ダイヤルNaNa(SARC東京) ☎5607-0799(24時間365日)
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援
- 東京ウィメンズプラザ ☎5467-2455 年末年始以外毎日(9:00～21:00)
- 東京都女性相談センター ☎5261-3110 土・日・祝日・年末年始を除く(9:00～20:00)

女性の人権ホットライン
☎0570-070-810 (法務省人権擁護局) 土・日・祝日・年末年始を除く(8:30～17:15)

DV相談ナビ 発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口で電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

DV相談+ (プラス) メール(24時間受付)、チャット(12:00～22:00)あり。
☎0120-279-889(24時間) チャットは多言語対応。

夜間・緊急時 ■ 警察(事件発生時) 110番

サイバー犯罪被害 相談窓口

- 警視庁 サイバー犯罪対策課 ☎5805-1731 土・日・祝日・年末年始を除く(8:30～17:15)
- 違法・有害情報の通報先 セーフライン <http://www.safe-line.jp>
- リベンジボルノ被害にあわれたら <http://www.safe-line.jp/against-rvp/>

